

第3回 滋賀県社会教育委員会議における会議概要

期日：平成19年5月23日（水）

場所：合同庁舎7A会議室

1 開 会

(1) 滋賀県教育委員会教育長挨拶

(2) 平成19年度教育委員会関係各課(局)からの教育行政重点施策の概要説明

2 議 事

(1) 社会教育委員のおよび社会教育関係団体への補助金について

(2) 今期テーマ「滋賀の図書館のあり方」(答申案)についての審議

3 その他

今後の見通しについての事務連絡

4 閉 会

教育長挨拶

滋賀県社会教育委員会議の今期3回目となります全体会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、公私とも何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。平素、皆様方には本県の生涯学習の振興、また、社会教育の推進につきまして、格別のご指導とご支援を賜り、あらためて深く感謝申し上げます。

さて、本年度の滋賀県の教育行政につきましては、琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や先人から受け継がれた知恵や心を生かしながら、様々な教育課題に、果敢に挑戦し、滋賀県らしい教育の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、県教育委員会では、教育行政の基本目標を「未来をつくる心豊かでたくましい人づくり～みんなで支え合い自らを高める教育の推進～」とし、この基本目標を達成するために次の7つの分野にわたって、施策を重点的に展開してまいります。

1つ目は、学校教育の推進であります。

2つ目は、安全・安心な学校と地域づくり

3つ目は、家庭と地域の教育力の向上

4つ目は、生涯学習社会づくり

5つ目は、人権教育の推進

6つ目は、生涯スポーツの振興

7つ目は、歴史文化資産の保存と活用

こうした、7つの重点施策でございます。

その施策の具体的な内容については、後ほど、各担当から説明をさせていただきます。



委員の皆様方におかれましては、今、申し上げました3つ目の家庭と地域の教育力の向上、4つ目の生涯学習社会づくりに関わる図書館のあり方について、昨年度にお願いしました諮問に基づきまして、専門委員会を組織いただき、熱心にご議論をいただいていることに対しまして、まずもって、お礼申し上げます。

この家庭と地域の教育力に関わっては、「教育の原点は家庭にあり。」と考えておりますので、県では、具体的には、「早寝 早起き 朝ごはん」県民運動を推進し、様々な取組を展開してきているところです。

そして、家庭の教育を支援するためには、地域社会や保護者が働いている職場の後押しが何よりも不可欠ではないかと考えます。

そこで、「家庭教育に企業の力を」ということで、昨年度、「滋賀県家庭教育協力企業協定制度」を新たに設け、企業や事業所への働きかけを進めているところでございます。

また、新たに、県内の中学校2年生全員に、5日間の職場体験をしてもらうため、「中学生チャレンジウィーク事業」にも取り組んでおります。

さらに、今年度、新たに「地域の力を学校へ」ということで、「学校支援ディレクター」という、学校教育を支援する専門員を1名採用し、地域の方々が、学校の教育活動の力になっていただける仕組みづくりを支援していきたいと考えております。

今後、さらに、こうした取組をとおして、学校と地域の方々がなじみになって、地域の子どもたちを、ともに育てていこうという気運が、なお一層高まることを期待しているところです。

次に、生涯学習社会づくりに関わって、「滋賀の図書館のあり方」についてでございます。

すでにご存知のとおり、滋賀県の市町立図書館における、県民一人当たりの貸出冊数や蔵書数は、全国第一位を維持しています。

これは、県や市町で質の高い図書館の設置をめざして促進してきた、図書館振興施策によるところが大きいと思われまます。

しかしながら、近年、図書館を取り巻く社会状況は大きく変化し、様々な課題に直面しています。

そのような中で、これまでの県立図書館や市町立図書館の取組みを踏まえた上で図書館は、様々な時代の要請に応えるために、これから更に、どのような役割を果たしていくべきなのかなど、そのあり方が問われています。

そこで、県教育委員会では、新たな時代に向けた図書館の充実策を検討していきたいと考えておりますので、これからの図書館のあり方という視点から、ご提案いただければ幸いです。

委員の皆様方には、今後、更に、私共が力を入れていくべき内容について、それぞれ諮問をさせていただいたところであり、取組を強化する意味で、議論をいただき、答申の作成に向けて、お取り組みいただきますことをお願いしまして、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうか皆さん、よろしく申し上げます。



議事の概要

(1) 社会教育委員の職務および社会教育関係団体への補助金について

事務局から社会教育法の関係条文をもとに、社会教育委員の職務について説明
社会教育関係団体への補助金交付について、異論なく承認

(2) 今期テーマ「滋賀の図書館のあり方」(答申案)について

【代表】

今日の2つめの議題は、今期の審議テーマとなっております「滋賀の図書館のあり方」についての答申案に関する審議に移りたいと思います。では、神部委員長から、ご提案をお願いします。

【委員長】

今日、お配りしてあります答申案については、事務局から前もって送付されているところですが、読み上げながら、確認をしていきたいと思えます。以下、説明をされた内容から項目のみ掲載

- ・ 滋賀の図書館の現状と課題
- ・ これからの滋賀の図書館のあり方
- 1. 視察から見てきたこれからの図書館のイメージ
 - 【誰もが癒される図書館】
 - 【人が集い・出会う図書館】
 - 【みんなで一緒につくる図書館】
- 2. これからの図書館のあるべきひとつの姿



【いのちをつなぐ図書館】

この言葉には、二つの願いが込められている。

まず第一に、これからの滋賀の図書館は、一つひとつの命が育つ場であってほしい。とりわけ、様々な悩みを抱え、苦しみ、そして孤立している人たちにとっての大切な居場所となってほしいという願いである。図書館は、ともすれば、断ち切れそうな命をつなぎとめ、そして生きる力を 育む場となるべきである。

もう一つは、地域の一つひとつの命をしっかりと結びつけ、そして大きく育てていく場であってほしいという願いである。図書館は、その地域で生きる住民一人ひとりがそこで学び、互いに教えあう中で、ともに地域を見つめ直し、新たな地域文化を創造していく場であるべきである。

3. 「いのちをつなぐ図書館」を実現するための方策

(1) 図書館を支える人材づくり

1) 図書館職員のスキルアップ

職員の資質向上に向けた研修機会の充実
各図書館間や行政との積極的な人事交流

2) 図書館ボランティアの育成と活用

(2) 住民のための図書館運営



1) 基盤となるサービス水準の維持

図書資料等の収集・管理・貸出水準の維持・向上

図書資料購入費等の継続的な予算確保

2) ネットワークの確立

公共図書館間でのネットワーク

ア) 図書資料の協力貸出制度の拡充

イ) 県内図書館間の情報交流及び相互支援機能の強化

学校図書館とのネットワーク

行政、大学、福祉施設、医療機関とのネットワーク

3) 新しい視点での積極的な図書館運営

目標管理と外部評価制度の導入

図書館への財政的支援の可能性の模索

住民との協働による図書館づくり

(3) 図書館サービスのさらなる充実

1) 県民一人ひとりへの学習支援

子どもたちの本との出会いの支援

高齢者・障がい者に向けた学習支援

外国人等への学習支援

2) 居心地のよい空間の創出

3) 多様化する県民に対する情報提供

4) 特性を生かした図書館づくり

地域の文化・産業の継承・創造の支援

生きる知恵を見つける場としての図書館づくり

以上、限られた時間の中で、利用者の立場から、このようにあってほしいという姿をまとめさせていただきます。今回の全体会が最後の議論の場となりますので、委員の皆様からの意見を聞かせてください。

【代 表】

それでは、各委員の方から、質問や意見をお出してください。

【委 員】

「学校図書館とのネットワーク」に関わって、学校図書館に関する質問をさせていただきます。学校の図書館は、子ども達からみると心が落ち着く、癒しの空間であるとともに読書習慣を身につける大変重要な場であると思っています。その図書館に司書がいなくて寂しい現状があるように感じます。答申案の内容を読むと、どうも学校側が司書をおくことを待っているということが読み取れてきますが、これは時間がかかることになるのではないのでしょうか。



「ただ、それまでの間も、児童・生徒達の本に接する機会が失われることのないよう、公共図書館の学校図書館に対するできる限りの支援を望みたい。」とあるように、公立図書館側からの働きかけをしないといけないと思いますので、図書館側からの学校へのサービスをもう少し積極的に具体的に踏み込んで書き込んでもらいたいです。

【委員長】

人的配置を望みたいというのが一番であり、現状は、公立図書館から学校図書館に対して、協力貸し出しも実践されており、それ以上の具体的な施策は書き込んでいませんが、人的配置ができるまでは何もしなくていいのかということになってしまうために、今、委員が言われた文面を挿入することで、できるだけ支援を望みたいという要望を入れさせていただきました。逆にそのような具体的な施策があれば、委員の方からもご提示をいただきたいと思います。

【委員】

私自身が学校図書館支援員として関わったことがあるのですが、癒しの場としての空間である学校図書館には、必ずしも専門的な知識がなくても、結構、地域の読み聞かせグループやボランティアが入っていることから、そのようなボランティアとうまく関わりながら、その他の学校支援ボランティアも有効に活用しながら、生かしていくことが大切であると思います。

【委員】

私の近くの学校でも様々な形で学校支援ボランティアが活躍をされています。朝、たくさんのお母さん方が読み聞かせをされているし、中学校の図書館をきれいにしようと、ボランティアが立ち上がっているところもあります。学校の中だけでなく、雑草を引いたり、花を植えたり、外にある庭をきれいにしようとするボランティアもあります。また、図書館の運営審議委員もあり、その中に、ボランティアも入っているのが実状です。従って司書だけにその仕事をお願いするのではなく、ボランティアも含めたみんなが一緒になって取り組もうとする姿勢が大切であり、今あるものをいかに活用していくかということが大切であると思います。

【委員】

現状では、法改正により、12学級以上の学校には司書教諭をおかなければならないとなっていますが、それを全学校に加配置されるよう望みたいという答申です。司書教諭は図書館司書とは違い、この答申で述べているのは、「司書教諭」を加配置してほしいということであり、現役の教員が勤務のかたわら「司書教諭」の資格をとるなどして、規模の小さな学校も含めて、どの学校にも配置されるよう希望したいという願いを込めての答申となっています。



【委員】

ボランティアについては、「図書館ボランティアの育成と活用」の項にも記されており、「司書教諭の配置」を打ち出す答申内容の項に含めることで、内容が重複しないかと思いますがどうでしょうか。

【委員】

「子どもたちの本との出会いの支援」の項に関わって、「学校不適應」という表現がありますが、表現がきつい印象があ

り、「学校に適應しにくい」という表現の方が相応しいのではないのでしょうか。

【委員】

「子どもたちの本との出会いの支援」の項に関わって、「本の読み聞かせ活動等、子育て中の親子も気軽に利用でき、様々な子どもが本に親しむきっかけとなるような活動が」という「子育て中の親子」という言葉を加えればどうかと思います。

【委員】

子育て中の親子の受け入れについては、図書館によって、格差があるのは事実のようですが、「いのちをつなぐ図書館」という意味合いからいっても、子育て中の“しんどい状況”にある親達の癒しのための大切な空間であることから、入れ込む方が適当ではないのでしょうか。

【委員】

「高齢者・障がい者に向けた学習支援」の項に関わって、「彼らが自転車で行ける距離範囲内で・・・」という表現がありますが、「彼らが」という表現を削除すればどうでしょうか。

【委員】

「各図書館間や行政との積極的な人事交流」の項に関わって、「正規職員として継続的・安定雇用を維持し」という文言を入れてほしいです。職員のスキルアップのためには、まず、「継続的な安定雇用」があり、その上に立って、職員のスキルアップが必要であると思います。5年間の嘱託職員ではスキルアップが望めないし、図書購入費と職員が図書館の生命線であると思いますので、その内の職員のスキルアップのためにも「継続安定雇用」を入れ、大事にしていきたいと思います。

【代表】

時間の関係上、十分に時間をとれなかったこともあり、あとは、専門委員会の委員長と事務局にお任せするという事で、よろしいでしょうか。

【事務局】

今日、お出しいただいた他にも、何かありましたら、今週中にまとめて事務局まで連絡いただき、それを集約した上で、委員長にお預けし、教育長に提出できるよう取り組んでいきたいと思ひます。

答申の提出については、代表と委員長にも入っていただき、教育長の日程も調整を図った上で、予定しています。また、この答申をもとに、今後は、実務レベルでの指針づくりに取り組んでいく予定です。その指針ができあがった段階で、委員の皆様にはお示しをしたいと考えています。

